

芦 監 報 第 1 4 号

令和2年 1月15日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 福 井 美奈子

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき，定期監査（事務監査）を行ったので，同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 教育委員会・管理部各所管課（管理課・教職員課），学校教育部各所管課（学校教育課・打出教育文化センター），社会教育部各所管課（生涯学習課・スポーツ推進課・青少年育成課・青少年愛護センター・市民センター・公民館・図書館）が，平成30年度に実施した歳出事務のうち「委託料」，「工事請負費」及び「補助金及び交付金」に係る予算執行事務。
- III 監査の期間 令和元年10月21日から令和元年12月23日まで
- IV 監査の実施内容 関係書類の確認及び職員からの聴取等を行い，監査対象事務が関係法令，本市規則及び本市内規等を遵守し，合理的かつ効率的に行われたかを確認した。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[管理課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

管理課の組織は、課長1名、主幹1名、係長2名、一般事務職4名、一般技術職1名、再任用主査1名、臨時的任用職員6名が配置されている。

事務事業としては、教育長及び教育委員の服務及び秘書・事務局及び学校その他の教育機関の事務改善の企画及び指導・教育行政の総合計画の企画、推進及び調整・公立就学前施設の整備に係る連携・市立幼稚園、小学校及び中学校の予算執行・学齢生徒及び児童の就学並びに生徒、児童、幼児の入学、転学及び退学・教育に係る調査及び統計・授業料及び保育料・通学区域・学級編成・市立の学校園の管理等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
教育委員会費	9,645,000	9,072,040
教育総務費・事務局費	87,450,000	68,396,070
小学校費・学校管理費	178,649,000	159,226,061
小学校費・教育振興費	11,292,000	8,922,811
小学校費・学校建設費	325,739,000	314,705,397
中学校費・学校管理費	62,541,000	50,126,834
中学校費・教育振興費	17,839,000	13,019,167
中学校費・学校建設費	2,945,630,655	1,899,902,515
幼稚園費・園管理費	27,973,000	22,474,286
幼稚園費・幼稚園建設費	9,430,000	8,257,712
計	3,676,188,655	2,554,102,893

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、委託契約及び工事請負契約においては、契約方法における根拠法令の記載誤り及び業者からの提出書類の不備について、また、補助及び交付金においては、公文書における公印省略の取り扱いについて軽微な誤りがあったので注意されたい。

[教職員課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

教職員課の組織は、課長1名、主幹1名、係長1名、一般事務職1名、臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事・事務局及び学校その他の教育機関の定数管理、組織、要員計画の策定・職員の研修、福利厚生及び公務災害補償・職員団体及び職員の労働組合・公立就学前施設の整備に係る連携・諸証明、その他人事管理、課の庶務に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
事務局費	13,128,000	11,461,960
計	13,128,000	11,461,960

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 市立学校園校務業務は、芦屋市シルバー人材センターと委託契約しており、これは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改められたい。(芦屋市随意契約ガイドライン27頁)

[学校教育課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

学校教育課の組織は、課長1名、主幹2名、係長6名、一般事務職1名、教育職2名、嘱託職員3名、臨時的任用職員3名が配置されている。

事務事業としては、就学前教育、学力向上及び全国学力・学習状況調査、情報教育、国際理解教育、多文化共生教育、進路指導、キャリア教育、トライやる・ウィークの推進、自然学校及び環境教育、学校体育・保健、学校給食・食育、部活動、特別支援教育、人権教育、生徒指導、不登校指導、防災・安全教育、校園長会及び教職員の研修、学校評価及び学習評価、教育課程の編成、教科書・副読本等の取扱い、特色ある学校園づくり、読書活動・図書館教育等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
総務費・一般管理費	200,000	194,949
教育指導研究費	37,214,000	35,152,559
障害児学校学級費	5,622,000	5,412,784
小学校費・教育振興費	53,491,000	52,198,644
中学校費・教育振興費	29,627,000	27,480,841
幼稚園費・教育振興費	6,882,000	6,297,283
保健体育総務費	74,952,000	71,690,123
学校給食費	352,170,000	320,442,079
計	560,158,000	518,869,262

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 平成30年度第39回自由研究・教育活動展の経費に係る業務委託などについては、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかったため、これら事項を明記するよう改められたい。
- (2) 上記、平成30年度第39回自由研究・教育活動展の経費に係る業務委託など、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書を省略した少額の契約案件で、支払時期が明記

された書面のないものが見受けられたが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。

- (3) 平成30年度芦屋市中学校総合体育大会の看護師派遣業務について、指示書に「検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。」とあるが、30日以内に支払われていないので、支払時期を守って支払うよう改められたい。

[打出教育文化センター]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

打出教育文化センターの組織は、主査1名、教育職2名、嘱託所長1名、嘱託職員3名、臨時的任用職員2名が配置されている。

事務事業としては、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、研修・教育相談・学校園ネットワークシステム・打出教育文化センターの管理運営に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
教育指導研究費	118,043,000	104,738,267
計	118,043,000	104,738,267

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、委託契約においては、契約方法における根拠法令の記載誤り及び業者からの提出書類の不備など軽微な誤りがあったので注意されたい。

[生涯学習課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

生涯学習課の組織は、課長1名、係長2名、一般事務職3名、学芸員1名、再任用職員1名、嘱託職員2名、臨時的任用職員4名が配置されている。

事務事業としては、社会教育の企画、推進及び調整・生涯学習の振興・社会教育委員・社会教育機関との連絡調整・社会教育関係団体・コミュニテイ・スクール・社会教育における人権啓発に係る調査研究及び調整・人権教育関係団体・富田碎花顕彰事業・ユネスコ・芦屋市役所三条分室及び芦屋市立三条デイサービスセンターの施設の管理・部の施策等に係る企画、調整及び進行管理・芸術及び文化推進・文化財保護・谷崎潤一郎記念館の管理及び運営・美術博物館の管理及び運営等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
社会教育総務費	1,110,000	873,139
社会教育事業費	170,628,000	160,312,356
社会教育施設災害復旧費	1,480,000	1,479,600
埋蔵文化財等災害復旧費	179,000	178,200
計	173,397,000	162,843,295

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 平成30年度芦屋市谷崎潤一郎記念特別講演会にかかる芦屋市広報掲示ポスター貼付・撤去について、芦屋市シルバー人材センターと契約をしており、これは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する契約として、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を契約検査課へ提出するよう改められたい。(芦屋市随意契約ガイドライン27頁)

[スポーツ推進課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

スポーツ推進課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職4名、再任用職員1名、臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、スポーツ推進に係る連絡調整、指導助言及び推進・スポーツ推進審議会・スポーツ推進委員・スポーツ関係団体及びグループの育成・地域スポーツ活動運事業・スポーツクラブ21ひょうご等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
体育事業費	45,993,000	43,169,451
体育施設費	332,970,720	294,151,542
計	378,963,720	337,320,993

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、委託契約及び工事請負契約においては、契約方法における根拠法令の記載誤り及び業者からの提出書類の日付記入漏れなど軽微な誤りがあったので注意されたい。

[青少年育成課]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

青少年育成課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職2名、教育職1名、嘱託職員1名、臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、青少年活動の企画及び連絡調整、維持運営・青少年育成事業・放課後児童クラブの運営・放課後児童健全育成事業等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
青少年対策費	130,740,000	108,807,315
計	130,740,000	108,807,315

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 市立浜風小学校備品等運搬業務委託などについて、実施決裁中に当該業務委託に係る契約根拠及び業者選定理由が明記されていなかったため、これら事項を明記するよう改められたい。
- (2) 市立浜風小学校備品等運搬業務委託などについて、芦屋市契約規則第24条により、契約書及び請書が省略されており支払時期が明記された書面がないが、この場合、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に「支払いの時期を書面で明らかにしていない場合は、相手方が支払請求した日から15日以内の日と定めたものとみなす」と規定されていることから注意が必要である。本件については支払請求のあった日から15日を超えて支払われていたが、15日以内に支払うことができない場合は、業務仕様書等、契約の相手方と取り交わすいずれかの書面において支払時期を明記するよう改められたい。
- (3) 平成30年度芦屋市留守家庭児童会事業委託業務などにおいて、地方自治法施行令第163条に基づく前金払いがなされているが、その旨が実施決裁に明記されていない。前金払いは対価支払い原則の特例として規定されていることから、これを明記するよう改められたい。

[愛護センター]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

青少年愛護センターの組織は、所長1名、一般事務職1名、再任用職員1名、臨時的任用職員1名が配置されている。

事務事業としては、街頭巡回・青少年相談・児童及び生徒の校外指導及び安全・関係機関及び団体との連絡調整・育成愛護委員・子ども・若者育成支援推進法・若者相談センター「アサガオ」等に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
青少年対策費	13,094,000	11,828,719
計	13,094,000	11,828,719

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、以下の点について改める必要があると認めた。

- (1) 芦屋市子ども・若者計画策定に係るアンケート業務委託において、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われていた。契約書では、委託者は業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。

[市民センター]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

市民センターの組織は、センター長1名、係長1名、一般事務職1名、臨時的任用職員7名が配置されている。

事務事業としては、市民センター統合受付事務・使用料・関係団体の指定・育成・市民センターの管理、庶務・文化事業に関する事などが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
市民会館費	131,966,000	121,808,218
計	131,966,000	121,808,218

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[公民館]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

公民館の組織は、館長1名、係長1名、一般事務職1名、臨時的任用職員4名が配置されている。

事務事業としては、実施計画を立案・学級講座、講演会・公民館運営審議会・図書及び図書室の運営・関係団体の育成に関するなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
公民館費	17,278,000	17,178,846
計	17,278,000	17,178,846

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていた。

[図書館]

1 組織及び事務事業（平成31年3月31日現在）

図書館の組織は、館長1名、係長2名、一般事務職5名、作業職1名、再任用職員3名、嘱託職員6名が配置されている。

事務事業としては、図書館運営の総括・図書館の施設整備及び備品管理・図書館の広報・図書館の調査研究及び統計・図書館協議会・駐車場の管理及び運営・図書館分室の運営等に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳出）

令和元年5月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円)

目	予算現額	支出済額
図書館費	503,483,000	432,688,324
計	503,483,000	432,688,324

3 監査結果

監査対象事務は概ね適正に行われていたが、委託契約において、契約方法における根拠法令の記載誤り等の軽微な誤りがあったので注意されたい。

意見

- 1 今年度の事務監査においては、教育委員会各部における平成30年度の「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務について監査を行った。

ちなみに歳出事務のうち上記の支出費目を重点対象として監査をしたのは、前二者については、業者の選定から契約の締結、事業の実施、事業完了の確認、支払いに至るまで多くの手続きがあるが、これらのすべての手続きについて透明性が求められることから、一連の事務がすべて適正に行われているかどうかを確認する必要があったからであり、後一者については、補助金及び交付金が長年の慣例によって機械的に支払われていないか、本来の目的に沿って支払われているのかを確認する必要があったからである。

今回の事務監査における各部各課に対する指摘事項は既に記したとおりであるが、これらの指摘とは別に下記のことを述べておきたい。

- 2 まず、契約内容について言うと、契約書や請書が省略されている少額の随意契約の案件において、手続きが簡易であるがゆえに全体として契約内容が不明瞭、不十分となる傾向が見られたので注意されたい。具体的には、代金の支払方法等が明記された書類がないため結果として支払遅延が生じている事例、業者選定理由書が作成されていないもしくは選定理由が具体的に明記されていない事例などである。ちなみに随意契約を行うにあたっては、本市随意契約ガイドラインに手続きの詳細が記されているので、これに沿って適切な手続きを行うよう努めるとともに、代金の支払いについては「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に抵触せぬよう十分留意されたい。なお、契約書や請書が省略できる少額の委託契約や工事契約（工事契約については今年度より請書の省略は不可とされている。）であっても、仕様書もしくは業務指示書等を作成することが極めて望ましいと考える。
- 3 なお、上記随意契約ガイドラインについては今年度全面的な改訂がなされ、業者選定手続きなど、随意契約に係る手続きの詳細がより明確に記述された内容に改められている。前述のとおり、随意契約についてはこれまで手続的な不備が多く見られてきたことから、今回のガイドラインの改訂はそのような現状を踏まえたものと評価されることから、今後、各部各課においてはこのガイドラインの内容をよく確認の上、契約事務を進められたい。
- 4 また、本市においては既に文書管理システムが導入され、決裁の電子化が図られているところであるが、既決決裁の伺い文をコピー、流用して新たな決裁を作成する際に、既決決裁の伺い文の修正漏れに起因する単純なミスも見受けられたため、今後注意されたい。
- 5 次に、補助金について言うと、補助金は芦屋市補助金要綱等に基づき交付がなされるべきことは当然であるが、現在もかつてのように本来の助成目的に沿った補助がなされているかどうかについて、補助金を受ける団体全体の収支状況、補助金の充当費目等について、常に確認と点検を行うよう努められたい。また、毎年継続的に補助金を支出している団体については、団

体の活動実態等についても適宜、確認をするよう努められたい。

- 6 さて、平成28年度から実施してきた「委託料」、「工事請負費」及び「補助及び交付金」に係る歳出事務についての監査は、今回の教育委員会各部に対する監査をもって一巡するが、これ迄に指摘をさせていただいた事項の一つ一つはそれをもって当該財務事務が不当、違法と言えるほどのものではなかったが、一つの不備が当該財務事務全体の信頼を失わせることもあり、また、小さな不備が積み重なることによってより重大な結果を招くことに繋がりがねないことから、一つの不備、小さな不備に対して警戒を怠ってはならない。
- 7 ちなみに平成29年の地方自治法改正により、「市町村長は財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定と必要な体制の整備（いわゆる内部統制制度の確立）に努めること」とされ、この改正法は令和2年4月1日より施行されることから、とりわけ、財務事務についてはその執行リスクの低減に向けた取り組みについてこれまで以上に各部各課の市民に対する説明責任が重くなることに留意されたい。
- 8 今年度は、教育委員会以外の芦屋市の各部各課に対しても、これまで行ってきた監査に基づく指摘事項を踏まえ、財務事務に関する自己点検の実施を依頼しているところであるが、各部各課には、今後ともより適切な財務事務の執行を確保するため、定期的な内部研修の実施やより効率的なチェック体制の確立、実効性のある事務処理マニュアルの整備等に取り組まれるよう強く望むものである。

以 上